

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成22年 9月6日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂岩ヶ垣内町、上賀茂西河原町、上賀茂津ノ国町、上賀茂東上之段町、西賀茂蟹ヶ坂町、西賀茂山ノ森町、西賀茂上庄田町及び西賀茂坊ノ後町の各一部

左京区一乗寺中ノ田町、下鴨南茶ノ木町、岩倉下在地町、岩倉花園町、岩倉三宅町、岩倉中町、岩倉忠在地町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、山端大君町、修学院貝原町、上高野小野町、上高野深田町、上高野仲町及び静市野中町の各一部

山科区勧修寺御所内町、栗栖野狐塚、御陵別所町、小山一石畠、小山南溝町、上花山講田町、西野山桜ノ馬場町、西野山射庭ノ上町、西野山中鳥井町、西野山百々町、西野櫃川町、大宅中小路町、東野森野町、北花山市田町及び柳辻西瀆の各一部

南区吉祥院西ノ庄西浦町、吉祥院大河原町、吉祥院鳴高町、吉祥院鳴野間詰町、久世殿城町、上鳥羽卯ノ花、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽清井町、上鳥羽西浦町、上鳥羽町田、上鳥羽塔ノ森柴東町及び上鳥羽北中ノ坪町の各一部

右京区嵯峨觀空寺岡崎町，嵯峨広沢西裏町，嵯峨大覺寺門前堂ノ前町，嵯峨野芝野町，西院六反田町，西京極佃田町，西京極北大入町，太秦野元町及び梅津南広町の各一部

西京区下津林芝ノ宮町，下津林楠町，樺原比恵田町，樺原分田，牛ヶ瀬南ノ口町，牛ヶ背堂田町，桂河田町，桂久方町，桂清水町，山田猫塚町，山田畠田町，松室吾田神町，上桂今井町，上桂前川町，上桂北ノ口町，川島三重町，大原野上里南ノ町，大枝沓掛町及び大枝東長町の各一部

伏見区羽束師鴨川町，羽束師古川町，羽束師菱川町，横大路一本木，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖里ノ内，横大路鍤ノ本，横大路菅本，横大路天王前，横大路東裏町，横大路畠中町，横大路畔ノ本，下鳥羽円面田町，下鳥羽柳長町，久我森の宮町，久我石原，久我本町，深草真宗院山町，深草大龜谷大山町，石田森南町，石田大山町，醍醐上端山町，竹田向代町川町，竹田三ツ杭町，竹田西桶ノ井町，竹田中川原町，竹田中内畠町，竹田藁屋町，中島樋ノ上町，桃山紅雪町，桃山町伊賀，桃山町大島，日野西川類，日野野色町，納所和泉屋及び淀桶爪町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成22年9月6日から平成22年9月21日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）